

別 紙

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

本市は、東京湾アクアライン通行料金引き下げの波及効果等により、大型商業施設や企業の立地が進展しており、社会増を要因とする人口増加が継続している。

本市の人口構造は、生産年齢（15～64歳）人口が約60.7%を占める一方で、老年（65歳以上）人口が約26.1%となっており、全国的な傾向と同様に、生産年齢人口割合の減少、老年人口割合の増加が続いている。

本市の産業構造については、市内に民間事業所が5,183あり、「卸売業、小売業」が最も多く、以下「宿泊業、飲食サービス業」「建設業」と続き、上位3業種の合計が41.3%を占めている。

本市の中小企業者の実態については、事業者を対象としたアンケートでは、約44%が労働力不足と感じていると回答するなど、全国的な傾向と同様、人手不足や後継者の不在が大きな課題となっており、人材の確保や設備の更新による生産性の向上が求められている。

出典：総務省「平成27年国勢調査（平成27年10月1日現在）」

「平成26年経済センサス基本調査（平成26年7月1日現在）」

木更津商工会議所「経済動向調査報告書（調査時期 平成29年9月19日）
～10月31日」

(2) 目標

中小企業等経営強化法第49条第1項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業の実業設備等の導入を促すことで県内で最も設備資金が活発な自治体の1つとなり、千葉県南地域の中核都市としてさらに経済発展していくことを目指す。これを実現するため、計画期間中に20件程度の先端設備導入計画の認定を目標とする。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備導入計画を認定した事業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。）が年平均3%以上向上することを目標とす

る。

2 先端設備等の種類

本市の産業は、卸売業、小売業、サービス業、建設業、農林水産業と多岐に渡り、多様な業種は本市の経済、雇用を支えているため、広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって多様な設備投資を支援する観点から、本計画において対象とする設備は、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める先端設備等全てとする。

ただし、売電を目的とした太陽光発電事業に関しては、その性質から市内の日常的な雇用に結びつくことが少なく、市内産業への経済波及効果も希薄であるため、本計画において対象とする先端設備の種類の対象から除く。

3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

(1) 対象地域

本市の産業は、市内を市制施行以前の町村区分で大まかに区分した8地域に点在して立地している。これらの地域で広く事業者の生産性向上を実現する観点から、本計画の対象地域は本市全域とする

(2) 対象業種・事業

本市の産業は、卸売業、小売業、サービス業、建設業、農林水産業と多岐に渡り、多様な業種は本市の経済、雇用を支えているため、広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって本計画において対象とする業種は、全業種とする。

生産性向上に向けた事業者の取組は、新商品の開発、自動化の推進、IT導入による業務の効率化、省エネの推進、市町村の枠を超えた海外市場等を見据えた連携等、多様である。したがって本計画においては、労働生産性が年平均3%以上に資する見込まれる事業であれば、幅広い事業を対象とする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

導入促進基本計画の期間は、生産性向上特別措置法に基づき、国が同意した日から5年間とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

先端設備導入計画の期間は、3年間、4年間または5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

以下のいずれかの項目に該当する場合は、先端設備導入計画の認定の対象としない

- ・ 人員削減を目的とするもの。
- ・ 公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められるもの。
- ・ 市税の滞納があるもの。